

パブリックコメント実施結果の公表

地域主権第2次一括法に基づく

「苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例案」への

ご意見ありがとうございました

市民参加条例に基づき、平成24年1月29日まで実施しました「苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例案」に対する、意見募集(パブリックコメント)に貴重なご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見の要旨、及びご意見に対する苫小牧市教育委員会の考え方について報告いたします。

苫小牧市教育委員会スポーツ生涯学習部
苫小牧市立中央図書館

記

□ パブリックコメント

- | | |
|-------------|---|
| (1) 実施機関 | 平成23年12月30日(金)～平成24年1月29日(日) |
| (2) 募集方法 | 電子メール、ファクシミリ、郵送、持参 |
| (3) 資料の配布方法 | 市(中央図書館)ホームページからダウンロード
教育委員会(第2庁舎)、市立中央図書館、勇払公民館、のぞみコミュニティセンター、豊川コミュニティセンター、住吉コミュニティセンター、沼ノ端コミュニティセンター、植苗ファミリーセンターにて配布 |
| (4) 提出意見 | 2件 |

パブリックコメントで寄せられた意見

項 目	地域主権第2次一括法に基づく「苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例案」
意見要旨	<p>(意見1)</p> <p>今回の条例改正にあたっては、地域の実情に応じた幅広い分野の者が図書館協議会委員として参加可能にすべく、「任命に当たり満たすべき基準」を条例化すべきものと思う。しかし、条例改正案ではその基準を、これまでの図書館法による「委員の任命に当たり満たすべき基準」と同じ基準にしている。</p> <p>図書館法は昭和20年代初期に施行されたもので、市民の知識の向上や図書館に対する関心が高まっている現在においては、“一般市民”も「委員の任命に当たり満たすべき基準」に加えるべきではないか。あわせて理想的には委員の半分は公募による市民からでも良いのではないか。</p> <p>市民に開かれた情報発信基地としての図書館を目指すためにも“市民”を基準に加えて図書館協議会に意見を反映して欲しい。</p> <p>(意見2)</p> <p>現在、苫小牧市においては多くの委員に公募の市民が参加できるようになっていると思う。今回の改正では委員の公募を行うことは書かれていないが、公募は行わないか。</p> <p>謳われている基準の委員を何名か選考し、そのほかに公募の市民を入れることは可能と考えられる。条例の中に“公募”という項目を入れない理由を知りたい。</p>
苫小牧市教育委員会の考え方	
<p>本館の図書館協議会委員は、市民の中から従来の図書館法による「委員の任命に当たり満たすべき基準」に沿い「学校教育及び社会教育関係者」、「家庭教育活動関係者」、「学識経験者」の各分野でご活躍されている方々をお願いしております。(各団体への推薦依頼を通して)</p> <p>委員の皆さんは、家庭生活は基より、地域や職域並びに各種の団体活動など幅広い分野で、様々な市民の方々との交流・活動を通した中からご意見をお持ち頂き、「市民の代表」として高い意識を持って図書館運営に対するご意見を頂いております。従いまして、お寄せいただいたご意見の趣旨は活かされているものと考えております。</p> <p>また、「公募による市民から」というご意見につきましては、すでに市民参加条例が施行され、その中で「委員の公募」あるいは「公募の方法・手続き」などが謳われており、同条例関係条項を照らし、遵守しなければならないものと考えております。今後の委員の公募及び図書館条例の表記につきましては、図書館の事業・施設の運営並びに施設を取巻く様々な環境を鑑み整理してまいります。</p>	

○苫小牧市立図書館条例(昭和63年条例第3号)

改正後	現行
第1条～第4条 <略>	
<p>(図書館協議会) 第5条 ① <略></p> <p>2 <u>図書館協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。</u></p> <p>3 <u>委員</u> の定数は、10人とする。</p> <p>4 <略></p>	<p>(図書館協議会) 第5条 図書館に、法第14条の規定に基づき図書館協議会を置く。</p> <hr/> <p>2 <u>図書館協議会の委員(以下「委員」という。)</u>の定数は、10人とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
第6条～第8条及び附則 <略>	
施行期日:平成24年4月1日	